

入札公告

下記業務について次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年12月9日

契約担当者
兵庫県企業庁利水事所長
長 田 二 郎

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

市川・揖保川工業用水道運転管理業務委託

(2) 業務概要

本業務の概要を以下に示す。なお、詳細は仕様書のとおりである。

- ・運転管理業務 一式（中央操作室での施設運転監視・操作、保守点検）
- ・配水管路弁類点検整備 一式
- ・配水管路漏水調査業務 一式
- ・消防設備保守管理業務 一式
- ・無線設備保守管理業務 一式
- ・クレーン設備保守管理業務 一式
- ・ポンプ設備絶縁診断 一式
- ・有毒ガス検知器保守管理業務 一式
- ・電気防食設備保守管理業務 一式
- ・除草業務 一式
- ・定期清掃 一式
- ・小規模修繕 一式

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和12年3月31日（日）まで

(4) 履行場所（下記ア及びイ）

- ア 市川工業用水道管理所
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿他
- イ 揖保川工業用水道管理所
兵庫県姫路市余部区上川原他

2 応募方法

単独企業による。

3 一般競争入札参加資格

本件の入札に参加することができる資格を有する者は、昭和41年兵庫県公示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）に基づく兵庫県の契約に係る物品関係入札参加資格取得（登録）者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。
- イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

エ 平成21年度以降に下記（ア）～（ウ）の全ての条件を満たす施設における運転管理業務（継続して1年を超えるものに限る）の実績を、元請又は共同企業体の構成員（出資比率20%以上のものに限る。）として有すること。

（ア） 工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条の規定に基づく工業用水道施設（以下「工業用水道施設」という。）又は水道法（昭和32年法律第177号）第3条の規定に基づく水道施設（以下「水道施設」という。）であること。

（イ） 工業用水道施設又は水道施設の1浄水場又は1ポンプ場当たりの施設能力（給水能力）が50,000m³/日以上であること。

（ウ） 24時間連続で中央操作室等に常駐して運転監視を行う施設であること。

オ 入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込書等の提出期限の日とする。

(2) 配置予定者の要件

ア 業務責任者を市川工業用水道管理所に専任で配置できること。

なお、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の極めて特別な場合を除いて、履行期間中は、当該配置業務責任者を変更することを認めない。

やむを得ず当該配置業務責任者の変更を行う場合は、変更しようとする者と同等以上の能力を有する者とする。

イ 業務責任者は、平成21年度以降に上記（1）エに掲げる業務において、業務責任者またはその代行としての経験を1年を超えて有していること。なお、入札参加資格の確認基準日は、入札参加申込書等の提出期限の日とする。

ウ 落札者は、履行期間中、提出した資料に記載した配置予定業務責任者を配置すること。

エ 配置予定業務責任者は、直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に3ヶ月以上の雇用関係）である者。

4 契約条項等を示す期間及び場所

業務委託契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和6年12月9日（月）から令和7年1月20日（月）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 閲覧場所（公告事務を担当する事務所：問合せ先）

〒679-2101

兵庫県姫路市船津町平田4552-1

兵庫県企業庁利水事務所（船津浄水場） 事務担当

電話番号：079-232-5881

5 入札説明書及び入札参加資格確認資料並びに誓約書及び設計図書の交付

(1) 交付期間

ア 入札説明書及び入札参加資格確認資料

令和6年12月9日（月）から同年12月23日（月）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。同年12月23日（月）は午後4時まで）

イ 誓約書及び設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下同じ）

令和6年12月9日（月）から令和7年1月20日（月）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。令和7年1月20日（月）は午後4時まで）

(2) 交付場所

上記4(2)に同じ。

(3) 交付方法

無償で交付する。なお、誓約書及び設計図書の交付を希望する者は、上記4(2)へ事前に連絡し受取に来ること。

6 入札参加の手続

本件入札に参加を希望する者は、入札参加申込書（以下「申込書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次に定めるところに持参により提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1) 提出期間

令和6年12月9日（月）から同年12月23日（月）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記4(2)に同じ

(3) 提出部数

申込書及び資料とも2部提出すること。

7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和7年1月21日（火）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

姫路市船津町平田4552-1

兵庫県企業庁利水事務所（船津浄水場）入札室

(3) 入札方法等

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

なお、入札金額の積算の根拠が分かる積算内訳書（任意様式）を併せて提出すること。

ただし、郵送による入札については、書留郵便等（配達記録の残るものに限る。）により送付し、令和7年1月20日（月）午後5時までに上記4(2)の場所に必着のこと。

(4) 入札保証金

要

(5) 契約保証金

要

(6) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）されていること。

ウ 入札者又はその代理人が本件の入札について2通以上した入札でないこと。

エ 本件の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

キ 入札金額は、履行期間中（5年間）の契約対象業務の総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備したものであること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ

又はオに違反し無効となったもの以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札決定後直ちに、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書及び落札者が契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出すること。

(7) 無効とする入札

ア 本入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

ア 企業庁会計規程（昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、契約担当者が指定する入札立会人がくじを引くこととする。

また、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

(9) 支払条件

ア 各年度の支払額は、契約金額の概ね1/5とする。

イ 年度中の支払方法は、契約後、1(2)に掲げる区分ごとに金額及び支払方法を発注者と受注者が協議し決定する。

(10) 契約の締結

ア 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者に提出すること。

なお、契約締結予定日は、令和7年4月1日（火）とする。

イ 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合若しくはその者について会社更生法に基づく更生手続開始の申立て等がなされた場合は、契約を締結しない。

8 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約を締結した者は、次のア、イを兵庫県企業庁に提出すること。

ア 本件業務の一部について締結する委託契約及び資材又は部品の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定による下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件業務に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

(3) 詳細は入札説明書による。

(4) 問い合わせ先

上記4(2)に同じ。